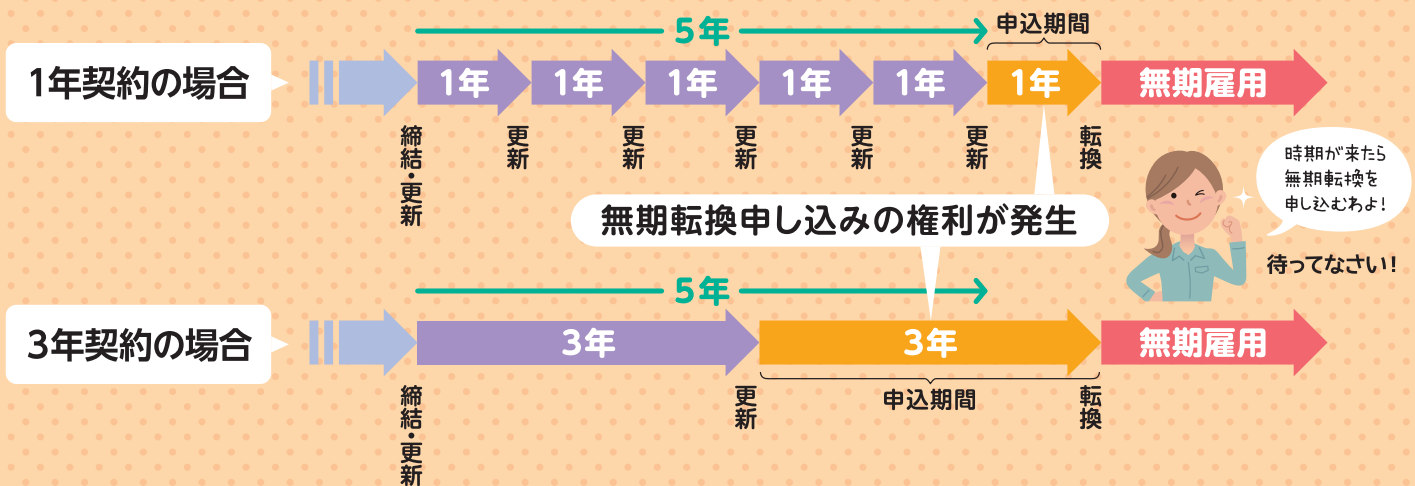


労働組合は「ヨイ」味方です!

「無期雇用転換5年ルール」はじまる

同じ会社で、通算5年を超えて働いた場合、**労働者が申し込みをしたら**、期間の定めのない「無期労働契約」に転換されるルールです。契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通年5年を超える全ての方が対象で、契約社員やパート、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。



こんなときは要注意!すぐに相談しよう!

- 雇用通算期間5年未満で雇止め
- 契約書に更新回数、契約期間の上限が
- 契約書に「次回の更新を行わない」と記載がある
- 契約更新の条件として「無期の申し入れをしないで」と言われた
- 成績優秀者だけしか無期雇用になれない
- 一定期間休んでくれたら、また雇ってあげると言われた
- 無期雇用になる時、労働条件が悪くなる

無期転換の申し込みの方法は?

無期転換を申し込む際は、トラブルを避けるため文書で示しましょう。(コピーを手元に置いておきましょう)

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)への転換を申し込みます。

相談は身近な労働組合に

全大阪労働組合総連合(大阪労連)

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国会会館1階
http://www.osaka-rouren.gr.jp

0120-378-060
(平日の10:00~18:00)

- 北摂地区協議会
- 北河内地区協議会
- 東部地区協議会
- 堺労連
- 豊能地区協議会
- 大阪市地区協議会
- 河南地区協議会
- 阪南地区協議会

産業別に組織している労働組合もあります。